

ミニ医療保険（インフルエンザ保障条項） 重要事項説明書

この書面は、保険契約に関する内容のうち、特にご確認いただきたい事項（契約概要・注意喚起情報・個人情報の取扱い）を記載しています。ご契約の前に必ずご一読のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

なお、この書面は、保険契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、「ミニ医療保険 普通保険約款」をあわせてご参照願います。

また、被保険者が契約者と異なる場合には、この書面の記載内容を、被保険者の方にもご説明願います。

お申込みいただいた契約内容は、PayPay ほけんアプリ上の「加入履歴」画面に、閲覧日時点の最新状態を表示しています。

契約概要

この「契約概要」は、保険商品の内容をご理解いただくために特に重要となる事項についてわかりやすく記載したものです。

ご確認ください！

- ・この保険は、インフルエンザによる治療や入院に備えたい方のご意向に沿った保険です。

I. 商品の仕組み（概要）等

1. 概要

この商品は、インフルエンザA型またはB型（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」といいます。）第6条第6項第1号に定めるものに限ります。）に罹患し、病院等で抗インフルエンザ薬（インフルエンザウイルスに直接作用する内服薬、吸入薬、注射薬をいいます。）を処方されたとき、および1泊2日以上入院をしたときに一時金をお支払いする PayPay アカウント保有者専用の保険商品です。

2. この保険にお申込みいただける方（契約者）および保障の対象となる方（被保険者）ならびに加入制限

契約者	お申込日時時点で PayPay アカウントに登録している日本国内在住の満 18 歳以上の方
被保険者	保険始期日時点において日本国内在住の満 10 歳から 99 歳までで①または②にあてはまる方 ①契約者本人 ②契約者本人の配偶者・子・父母（義父母を含みます。） ※契約者と異なる被保険者については、PayPay アカウントに未登録の方でもご加入いただけます。
加入制限	同一被保険者につき、保険期間の重複する契約のお申し込みはいただけません。

3. 保障が開始される日（保険始期日）

申込日の翌日から起算して 10 日後から 30 日後の日までの間でご指定いただけます。保障開始時刻は保険始期日の 0 時となります。

4. 保険期間

販売期間を超えない範囲で月単位（1 か月～7 か月）にお選びいただけます。

5. 保険料および払込方法＜経路・回数＞ならびに払込ができなかった場合の取扱い等

- (1) 保険料の払込経路・回数および当社が保険料を領収したとみなす日時（「領収日時」といいます。）は、下表のとおりとします。

払込経路	払込回数	領収日時
当社が定める電子決済サービス（PayPay残高からの支払い）	月払	契約者が当該決済サービス（PayPay）の利用規約等に従った決済を行い、それを電子決済サービス提供会社が認証および承認した日時

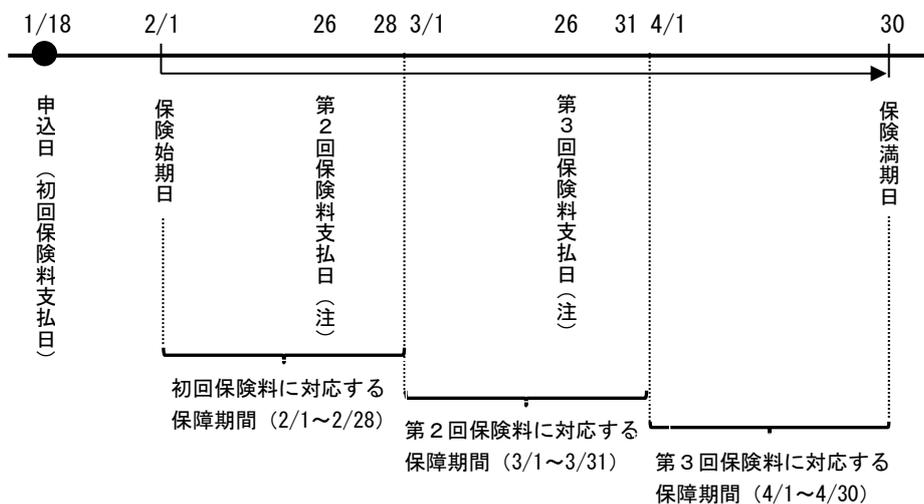
- (2) 被保険者 1 名あたりの月額保険料は、下表のとおりです。（下記「プラン」「年齢」により異なります。）

項目	プラン	お手軽プラン	基本プラン	安心プラン
	保障内容	治療保険金	3,000 円	5,000 円
	入院保険金	30,000 円	30,000 円	30,000 円
月額保険料	10～14 歳	600 円	850 円	1,090 円
	15～19 歳	380 円	500 円	620 円
	20～99 歳	250 円	310 円	360 円

(3) 保険料の払込期日および保険料の払込がない場合の契約の取扱いは次のとおりとします。

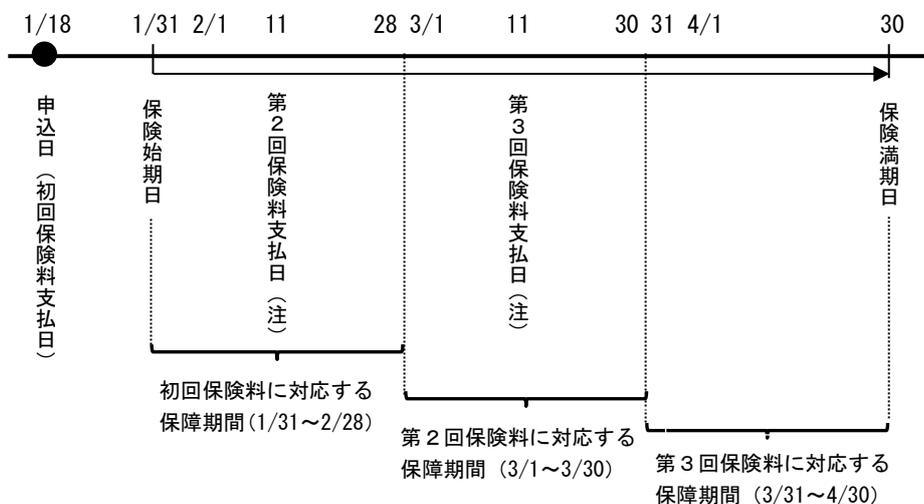
払込期日		左記払込期日までに保険料の払込がない場合の取扱い
以下に記載の日までに PayPay 残高よりお支払いいただきます。		<p>①初回保険料： 保険契約は無効（保険始期日にさかのぼって不成立）となります。</p> <p>②第2回以降保険料： 当該払込期日以後に到来する直近の契約応当日*（月末等で契約応当日*が存在しない場合は翌月1日）に、保険契約は失効します。</p> <p>*「契約応当日」とは、保険期間中に迎える毎月の保険始期日に対応する日をいいます。</p> <p>※払込猶予期間はありません。</p>
①初回保険料： 保険始期日（PayPay 残高による支払日は申込日となります。）		
②第2回以降保険料：		
ア) 保険始期日が1日～15日のとき	毎月末日 (PayPay 残高による支払日は毎月 26 日となります。なお、お支払いが不能となった場合、27日・末日に再請求します。)	
イ) 保険始期日が16日～末日のとき	毎月15日 (PayPay 残高による支払日は毎月 11 日となります。なお、お支払いが不能となった場合には、12日・15日に再請求します。)	
具体的なスケジュールのイメージは下記【例1】【例2】をご参照ください。		

【例1】2023年1月18日に申込み、2月1日を保険始期日とする3か月契約の場合



(注) 保険始期日が1日～15日の場合、第2回以降保険料の毎月26日でのお支払いが不能となったときは、同月27日および（払込期日である）末日に再請求します。

【例2】2023年1月18日に申込み、1月31日を保険始期日とする3か月契約の場合



(注) 保険始期日が16日～末日の場合、第2回以降保険料の毎月11日でのお支払いが不能となったときは、同月12日および（払込期日である）15日に再請求します。

(4) PayPay アカウントの利用停止等により、当該決済サービスによる保険料の払込ができない場合も保険契約は失効します。

II. 保障内容等

1. 保険金の種類、保険金をお支払いする場合（支払事由）ならびに支払限度は下表のとおりです。

保険金種類	保険金を支払う場合（支払事由）	支払限度
治療保険金	保険期間中に、インフルエンザA型またはB型* ¹ に罹患し病院等で抗インフルエンザ薬* ² を処方されたとき	2回の罹患を支払限度とします。 保険期間中に支払限度回数に到達した保険契約は失効となります。
入院保険金	保険期間中に、インフルエンザA型またはB型* ¹ に罹患しその治療を目的とする継続した2日（1泊2日）以上の入院を開始したとき	

*1 「感染症予防法」第6条第6項第1号に定めるものに関し、鳥インフルエンザ・新型インフルエンザ・再興型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症・再興型新型コロナウイルス感染症を除くインフルエンザをいいます。

*2 インフルエンザウイルスに直接作用する内服薬、吸入薬、注射薬をいいます。（発熱、咳等の症状の緩和・抑制等に直接作用する薬剤は対象外です。）

2. 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

- (1) 故意または重大な過失
- (2) 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- (3) 精神障害、アルコール依存または薬物依存およびこれらを原因とする事故
- (4) 泥酔状態または麻薬、大麻、覚せい剤、シンナー他違法薬物（脱法薬物を含みます。）使用中の事故
- (5) 法令に定める無免許運転、酒気帯び運転またはこれらに相当する運転をしている間に生じた事故
- (6) 地震、噴火または津波
- (7) 戦争、その他の変乱
- (8) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性による事故
- (9) (6) から (8) の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (10) 暴力団等の反社会的勢力に該当すると認められる場合、または反社会的勢力と関係を有している場合
（なお、契約締結後にこれらの事実が判明したときには、ご契約を解除します。）

3. 解約と解約返還保険料

PayPay ほけんアプリを通じた当社に対する通知により、保険期間中に保険契約を解約することができます。解約された場合でも保険料の返還はありません。ただし、未経過期間の保険料がある場合には返還します。

4. 契約者配当金

この保険には契約者配当金はありません。

注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご契約にあたって特にご注意いただきたい事項（お客様が不利益となる場合など）についてわかりやすく記載したものです。

1. クーリングオフ（申込の撤回）について

この保険商品は保険期間が1年未満のため、クーリングオフ（申込の撤回）の対象ではありません。

2. 情報の登録および変更

契約者は、PayPay ほけんアプリに属性情報等を正確に登録しなければなりません。また、登録情報に変更があった場合、所定の方法によりすみやかに当社に通知を行わなければなりません。

当社は、契約者自身が登録した情報を前提として、本保険サービスを提供いたします。

契約者は、登録情報に虚偽・誤り、または変更を怠ったことなどにより、当社からの通知が不到達となった場合、当該通知は通常到達すべき時に到達したとみなされることに同意するものとします。

また、上記により、契約者または被保険者に生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

3. 契約締結時における注意事項（告知義務）および告知義務違反による解除

契約者（被保険者）は、申込時に、保険金の支払事由の発生に関する重要な事項（「被保険者の生年月日」等の告知事項）につき、事実を正確に申し出てください（告知義務）があります。

告知いただいた内容が事実と異なる場合には、当社は「告知義務違反」として、保険契約を解除する場合があります。（また、この場合、支払事由が生じていたとしても保険金をお支払いしないことがあります。）

4. 保障開始日

「契約概要」の『I. 商品の仕組み（概要）等 3. 保障が開始される日（保険始期日）』をご確認ください。

5. 保険金のご請求に必要な書類

保険金をご請求の際は、PayPay ほけんアプリより医療機関等の発行した「領収証」「診療明細書」「調剤明細書」をアップロードいただきます。（これらの書類を紛失等された場合には、医師による「診断書」等の代替書類を提示いただく必要がありますが、その際の取得費用はお客様負担となります。）

6. 保険金を支払わない主な場合（主な免責事由）

「契約概要」の『Ⅱ. 保障内容等 2. 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）』をご確認ください。

7. 保険料の払込期日・猶予期間、契約の失効等

「契約概要」の『Ⅰ. 商品の仕組み（概要）等 5. 保険料および払込方法＜経路・回数＞ならびに払込ができなかった場合の取扱い等（3）（4）』をご確認ください。

8. 保険料・保険金額の変更

収支状況が著しく悪化した場合、当社の定めるところにより保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。また、保険金支払事由が集中して発生し、保険金の支払いに支障が生じた場合には、保険金を削減して支払うことがあります。

9. 経営破たん時の取扱い

当社は、少額短期保険会社であるために保険契約者保護機構へは加入しておりません。当社が経営破たんした場合であっても、この保険は同機構が行う資金援助等の措置の適用はなく、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する同機構の補償対象契約には該当しません。

10. 少額短期保険業者について

少額短期保険業者の業務内容については、契約者等の保護の観点から、保険業法に基づく各種の規制があります。

①傷害・疾病等を直接の支払事由とする保険（「第三分野保険」）の保険期間は1年以内までと定められています。

（なお、この保険の保険期間は「契約概要」の『Ⅰ. 商品の仕組み（概要）等 4. 保険期間』をご確認ください。）

②1被保険者についてお引き受けできるすべての保険の保険金額の合計は、第三分野保険の場合80万円が上限とされており、当社の他の第三分野保険にご加入の場合でも、1年間にお支払いする保険金の合計額は80万円を限度とします。（また、当社の損害保険を含めたすべての保険についてお引き受けできる保険金額の合計は、1,000万円を上限となります。）

③1契約者についてお引き受けできるすべての被保険者の保険金額の総額は、②の100倍が限度となります。

11. 控除証明について

少額短期保険業者の保険商品の保険料は所得控除の対象とはなりません。

12. 指定紛争解決機関について

当社は、お客様からお申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努める所存でございます。なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、当社が契約する（指定紛争解決機関）「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。「少額短期ほけん相談室」の連絡先は以下の通りです。

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」 〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-12-8-2F TEL：0120-82-1144（受付時間：平日9：00～12：00、13：00～17：00）
--

13. 支払時情報交換制度について

当社は（社）日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金のお支払いまたは、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、（社）日本少額短期保険協会ホームページ（<http://www.shougakutanki.jp/>）をご参照ください。

個人情報の取扱い

当社（アイアル少額短期保険株式会社）は、個人情報の保護が個人の生命・身体・財産の安全に関わる重要な問題であることを深く認識し、個人の権利・利益の保護およびお客さまの信頼を第一に考え、「個人情報の保護に関する法律」（以下、『個人情報保護法』）、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、その他の法令・ガイドラインを遵守して、機密性・正確性を保持する等、個人情報を適正に取り扱ってまいります。

1. 個人情報の取扱い

当社における個人情報の取扱いは個人情報保護方針に基づいて行います。

本方針の詳細および最新情報は当社ホームページをご覧ください。

<https://www.air-ins.co.jp/privacy.html>

2. 個人情報とは

「個人情報」とは、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をさします。個人にはお客様、取引先従業員、株主を含みます。

3. 個人情報保護管理者

個人情報は、個人情報保護管理者が責任をもって管理するものとします。

【個人情報相談窓口】 アイアル少額短期保険株式会社 経営企画室 チーフマネージャー
〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町 15-18 フジノビル7F
TEL: 0120-550-378 E-mail: info@air-ins.co.jp

4. 個人情報の利用目的

- ①各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
 - ②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供（※）、ご契約の維持管理
 - ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
 - ④その他保険に関連・付随する業務（※）
- （※）お客さまの取引履歴やウェブサイトの閲覧履歴、グループ会社等から取得した情報等を分析して、お客さまのニーズにあった各種商品・サービスに関する広告等の配信等を行うことを含みます。

5. 再保険について

当社では、健全な少額短期保険業の確保の必要性から、リスク分散の一環として、再保険を行うことがあります。再保険会社における当該保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いに関する利用のために、契約内容、請求・支払内容、健康状態および診断書類等、当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあり、個人情報保護法の施行を機に、新契約申込書・保険金請求書類等にて、同意をいただくこととしております。現時点では、米国にある再保険会社に個人情報を提供しており、同社はOECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する措置を全て講じています。また、米国の個人情報保護制度については、個人情報保護委員会のホームページをご覧ください。なお、当社は上記以外の日本に支店のない外国の再保険会社に再保険を行うがありますが、現時点では、再保険会社が未確定であることにより、個人情報を提供する再保険会社の所在国等は特定できておりません。

上記に関する最新の情報については、当社ホームページ「個人情報保護方針」をご確認ください。

6. 個人情報の利用・提供について

個人情報は、前述の目的以外には利用・提供しません。前述の目的以外でみなさまの個人情報を利用・提供する場合には、必ず事前にご本人に通知し、同意をいただいた上で行います。ただし、裁判所、検察庁、警察等の公的機関から開示・提供された場合に限り、これに応じる場合があります。

7. 個人情報を提供しなかった場合に生じる結果について

個人情報の記入は任意ですが、各サービスの実施において、それぞれ必要となる情報をいただかない場合は各々のサービスを受けられないことがあります。

8. 個人情報の委託について

当社は、利用目的の達成および業務を円滑に進めるために、外部業者に個人情報の一部または全部の処理を委託することがあります。（この場合、安全管理対策の充実した委託先を選定し、かつ安全管理対策を契約において義務付けます）

9. グループ会社との共同利用

前記 4. に記載した利用目的およびグループの経営管理のために、親会社である住友生命保険相互会社と当社との間で、以下のとおり個人データを共同利用します。
個人データの項目：住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および事故状況、保険金支払状況など

10. 個人情報の開示等について

当社は、当社の開示対象個人情報に関し、以下の要請があった場合は本人の確認を行った上で、速やかに対応します。また当社の個人情報の取り扱いに関する質問、相談にも対応します。ただし、データの削除については、法的な保管義務に抵触する場合にはご希望に添えない場合があります。
①利用目的の通知 ②開示 ③訂正、追加または削除 ④利用の停止、消去または第三者への提供

11. 個人情報に関する苦情およびお問合せ対応

当社の個人情報に関する苦情およびお問合せは、個人情報相談窓口にて承ります。お問合せの内容により必要な書類提出や質問へのご回答をお願いすることがあります。